

子育て世帯を中心に

住宅改修と中古住宅購入

を支援します！

(旧)民間住宅リフォーム支援事業費補助金の交付を受けた方も申請できます

- 対象事業
- ・補助対象工事費等が10万円以上（消費税含む）
 - ・市内の建設業者が施工する工事

【事業区分】

各事業の詳細は裏面をご覧ください

① 耐震改修事業

耐震改修工事

補助対象額の **30%**
上限 **50万円**

② 住環境向上対策事業

(1)克雪対策 (2)バリアフリー対策 (3)上下水道等接続
(4)リフォーム等工事(高齢者・子育て世帯※1)

補助対象額の **20%**
上限 **10万円**

③ 子育て応援 中古住宅活用事業 ※2

(1)中古住宅の取得
(2)リフォーム等工事

補助対象額の **20%**
(1)・(2)それぞれ 上限 **50万円** ※3

④ 子育て応援 下水道加入促進事業 ※2

下水道等接続工事

補助対象額の **50%**
上限 **30万円**

- ※1 ②のうち、リフォーム等工事は、高齢者世帯及び子育て世帯のみが対象です。
高齢者世帯：全員が65歳以上である世帯（世帯分離により65歳未満の者と同居する場合は除く）
子育て世帯：18歳未満の子がいる世帯（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を含む）
※2 ③と④の事業は、子育て世帯のみが対象です。
※3 ③のうち、(1)と(2)は重複が可能です。（合計で最大100万円）

- 対象住宅
- ・市内の一戸建ての住宅（附属する車庫及び物置含む）
自己所有（配偶者、親又は子を含む）であって、現に居住しているもの
※併用住宅で住宅以外の床面積が2分の1未満の場合は、住宅部分のみ対象とします。
 - ・居住するために取得する中古住宅
※ただし、鹿角市ふるさとライフ住宅改修支援補助金の交付を受ける方(住宅)は、子育て応援中古住宅活用事業の補助金の交付を受けることはできません。

対象者 市内に住所があり、市税等の滞納がない方

申請期限 令和4年2月28日まで
(完了実績報告書の提出は3月22日まで)

- 注意事項
- 1 ①～④の異なる事業区分の補助金併用はできません。
 - 2 秋田県住宅リフォーム推進事業と併用することができます。
 - 3 補助金の交付は、同一住宅につき1回限りとします。（③子育て応援中古住宅活用事業を除く。詳細は裏面をご覧ください。）
 - 4 工事着手前に補助金の交付決定を受ける必要があります。
 - 5 ①耐震改修事業の申請受付は、令和3年5月6日からです。
 - 6 補助金の交付から3年以内に当該住宅を第三者に譲渡する予定のある方は申請できません。

① 耐震改修事業

- ・耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満であった木造住宅に対し、上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事

※ 耐震診断：秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者が、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価すること

② 住環境向上対策事業

- (1) 克雪対策工事（屋根融雪装置設置、風除室設置、屋根の無落雪化 など）
- (2) バリアフリー対策工事（手すり設置、段差解消、廊下拡幅 など）
- (3) 上下水道等接続工事（上水道引込工事、下水道接続・浄化槽設置工事（トイレの水洗化含む）など）
- (4) リフォーム等工事

※ 完全分離型の二世帯住宅において、バリアフリー対策工事又はリフォーム等工事を行う場合は、それぞれ別の補助対象住宅とみなします。

③ 子育て応援中古住宅活用事業

- (1) 中古住宅の取得費用（土地及び建物の登記費用等の諸経費を除く）
- (2) 中古取得住宅（(1)の住宅）のリフォーム等工事

※ 中古住宅：鹿角市宅地・建物データベースに登録されている建物 又は 鹿角市への移住・定住促進及び宅地・建物データベース拡充に係る協定を締結した事業者が仲介する建物

※ (1)取得と(2)リフォーム等工事の両方を行う場合は、補助金は分けて申請いただきます。また、これらを二か年に分けて実施することができます。

④ 子育て応援下水道加入促進事業

- ・下水道等接続工事（下水道接続、トイレの水洗化、便槽・浄化槽撤去（汲取・洗浄・消毒費用含む）など）

※ ユニットバス等、排水設備工事に関係のない内外装工事等は、補助対象外となります。

●対象外工事●

- ・公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- ・門や塀等、いわゆる外構工事（補助対象工事に関わる工事を除く）
- ・住宅用太陽光発電システムの設置工事
- ・カーテンレールや暖房便座、井戸ポンプなど設備や備品に類するものの設置や取替
- ・家庭用電気機械器具などの購入や設置
- ・新築工事又は改築工事（既存住宅の全解体を伴うもの）
- ・増改築又はリフォームを伴わない解体工事
- ・電話やインターネット等の配線工事
- ・他の補助制度を利用し、その制度で重複計上認められていない工事
- ・その他、補助金の交付が適当でない認められる工事

【交付申請添付書類】

補助金の交付申請にあたっては、次の書類の添付が必要となります。

- ・補助対象工事の工事内訳見積書の写し
- ・補助対象住宅の位置図
- ・補助対象工事を行う住宅の工事着手前の全景及び工事箇所の写真
- ・その他市長が必要と認める書類

次の区分の事業については、上記に加え下記書類も必要となります。

- ① 耐震改修事業
 - ・事業計画書（補助金交付要綱様式第5号）
 - ・耐震設計書及び補強計画平面図
 - ・耐震診断書の写し
 - ・補強計算書
- ③ 子育て応援中古住宅活用事業
 - ・中古住宅の取得に係る契約書の写し（(2)リフォーム等工事の場合は契約書案でも可）
 - ・登記事項証明書（又は登記事項要約書） ※(1)取得の場合のみ
 - ・転居後の住民票の写し ※(1)取得の場合のみ